

銀行法等の一部を改正する法律の概要

執筆者： 弁護士 神鳥 智宏
 弁護士 日比 慎

June 2021

In brief

2021年5月19日に、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」(「改正法」)が成立しました。同法は、ポストコロナの日本経済の回復・再生を支える金融機能を確立するため、規制緩和や環境整備を促進するものです。具体的には、デジタル化や地方創生への貢献などに資する業務の業務範囲への追加、出資規制の見直し及び「海外で稼ぐ力」の強化に関する銀行法等の改正、グローバルな拠点再配置の加速への対応に関する金融商品取引法(「金商法」)の改正等を含むものとなっています。

今回のニュースレターでは、改正法のうち、銀行法、金商法に関連する内容について概観します¹。

In detail

1. 銀行法の一部改正について

(1) 業務範囲規制の見直し～地域の活性化等に資する業務の追加等

改正法においては、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行本体、銀行の子会社・兄弟会社、それぞれの業務に、地方の活性化などに資する業務を追加する措置が講じられます。なお、信用金庫・信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者などについても同趣旨の改正が行われています。

(a) 銀行の付随業務への地域の活性化等に資する業務の追加(改正後銀行法 10 条 2 項)

銀行の付随業務として、保有する人材、情報通信技術、設備その他の銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務が追加されます。自行で開発したアプリや IT システムの販売、データ分析・マーケティング・広告、登録型人材派遣、幅広いコンサルティング・マッチングなどが想定されていますが、具体的な内容は内閣府令にて個別列挙²されることとなります(改正後銀行法 10 条 2 項 21 号)。

(b) 銀行業高度化等会社の業務に、地域の活性化等に資する業務の追加(改正後銀行法 16 条の 2 第 1 項 15 号、52 条の 23 第 1 項 14 号)

¹ 本稿で取り上げる内容のほか、改正法には保険契約の申込みの撤回方法の追加、金融商品取引契約の解除方法の追加、資金交付制度を創設する金融機能強化法等の改正も含まれています。

² 個別列挙されることにより、「その他の付随業務」(銀行法 10 条 2 項柱書)に係る監督指針(主要行等向けの総合的な監督指針 V -3-2「その他の付随業務」等の取扱い(4)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III -4-2「その他の付随業務」等の取扱い(4))上の要件への該当性が問題にならないこととなります。

銀行業高度化等会社の枠組みは、業務の外縁が法令上明確に規定される銀行法の伝統的な業務範囲規制とは異なり、その外縁を抽象的に規定した上で、認可を受けることを条件に幅広い業務を営むことを可能とするものとされ、「他業」と整理される業務をも営むことが前提とされています。今回の改正では、情報通信技術その他技術を活用した、銀行業の高度化、利用者の利便の向上に資する業務に加え、「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務」が追加され、業務の外縁が拡充されています。また、収入依存度規制の適用がある従属業務について、認可を条件として収入依存度規制なしに営むことも可能とされました。

(c) 一定の高度化等業務の認可基準の緩和

銀行業高度化等会社の業務のうち、銀行グループが営むことへの期待が高いと考えられる業務や金融業務との関連性から銀行グループが営むことが合理的であると認められる業務であって、他業リスク、優越的地位の濫用、利益相反取引の著しいおそれがあるとは認められない一定の高度化業務については、今後制定される内閣府令において個別列挙される一定の高度化等業務について、通常の認可³により、当該業務を営む会社を保有可能とすることとされています。また、財務の健全性・ガバナンスが一定以上であることについて内閣総理大臣の認定を受けた銀行持株会社が銀行の兄弟会社において営む場合には個別の認可が不要とされ、届出のみで足りることとされています(改正後銀行法52条の23の2第6項ないし8項)。

(2) 出資規制の見直し

現行法上、銀行・銀行持株会社には、業務範囲規制の趣旨の没却防止の観点から議決権の取得に制限が課されていますが、資本性資金の供給主体が不足している現状に鑑み、投資専門会社を通じたベンチャーキャピタル会社や事業再生会社などへの出資については、議決権取得制限の例外とされています。改正法において、出資を通じて地域の「面的再生」などを幅広く支援することができるよう、地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社については、非上場の場合について最大で100%の議決権の取得が可能とされます(改正後銀行法16条の2第1項14号、52条の23第1項13号⁴)。

また、今後制定される内閣府令において、投資専門会社の業務範囲へのコンサルティング業務などの追加、ベンチャービジネス会社の要件からの常勤研究者の人数などの数値基準の撤廃、事業再生会社の出資可能範囲、期間の拡充といった改正がなされる見込みです。

なお、信用金庫・信用協同組合、保険会社などについても同趣旨の改正が行われています。

(3) 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲の見直し

現行法上、銀行・銀行グループが買収した外国銀行などが保有する外国子会社については、当該外国子会社の業務が銀行法上の業務範囲規制に抵触する場合、買収後5年以内に売却することが原則とされています(銀行法16条の2第4項、52条の23第3項)。また、一般事業を兼営する外国のリース会社や貸金業者については買収自体が認められていません。

改正においては、国際競争力強化の観点から、銀行・銀行持株会社は、次のいずれかに該当する場合には、その子会社に係る業務範囲規制にかかわらず、買収後10年間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができるものとされます(改正後銀行法16条の2第6項、52条の23第5項)

・現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

³ 銀行業高度化等会社の認可審査においては、通常の子会社・兄弟会社の保有に係る審査基準に加え、ア. 出資が全額毀損した場合でも銀行等の財産・損益が良好であると見込まれること、イ. 優越的地位の濫用の著しいおそれがないこと、ウ. 利益相反取引の著しいおそれがないこと、についても確認するものとされますが、これらの点に関する確認を含まない通常の基準による審査がなされます。

⁴ 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社の内容について、内閣府令で定められます。

・外国特定金融関連業務会社を子会社とする場合

また、銀行・銀行持株会社は、次のいずれかに該当する場合に内閣総理大臣の承認を受けたときは、その子会社に係る業務範囲規制にかかわらず、10年を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができるものとされました(改正後銀行法 16 条の 2 第 8 項、9 項、52 条の 23 第 7 項、8 項)。

- ・子会社対象外国会社等の競争力の確保その他の事情に照らして、銀行・銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合
- ・外国特定金融関連業務会社等の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

なお、信用金庫・信用協同組合、保険会社などについても同趣旨の改正が行われています。

2. 金商法の一部改正について～海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の整備

グローバルな拠点再配置の加速に呼応して海外の金融機関・資金を取り込み、日本市場が「国際金融センター」としての機能を発揮する観点から、届出制による簡素な手続による日本市場への参入制度が創設されます。日本国内で投資運用業を行うためには、原則として当局に金融商品取引業者としての登録を行うことが必要となります(金商法 29 条)⁵。これに対して、主として海外の資金を運用する海外の事業者が簡素な手続で日本での業務を可能とする制度、海外の資金のみを運用する海外の事業者が日本で投資運用業の本登録を得る前に一定の期間参入を認める制度が新たに導入されることとなりました。

(1) 外国当局の監督を受けて海外投資家向けの投資運用業を行う外国法人等に関する届出制(移行期間特例業務に関する特例)

本制度は、海外の事業者(外国投資運用業者)が日本でトラック・レコードを積み、その後、金商法による登録等の手続を完了させることを想定し、最大で 5 年間に限り届出を行うのみで海外投資家等を顧客とする業務を行うことを認める(改正後金商法附則 3 条の 3 第 1 項)ものです。なお、この特例制度自体、5 年間の時限的な措置とされています(同条第 2 項)。

本特例の適用を受ける海外事業者は、外国において投資運用業と同種類の登録を受けている事業者であること、日本で活動している間は引き続き外国当局⁶による許認可等を受けていること、海外で一定のトラック・レコードがあること⁷、ファンド全体として運用対象とする国内有価証券の割合が 50%未満であること、人的構成要件、体制整備等の条件を満たす海外事業者とされます。

届出により認められる「移行期間特例業務」は、外国投資運用業者が国内に設ける営業所又は事務所において行う次の行為とされます。

(a)外国の法令に準拠し、当該外国の投資運用業に係る次の行為

- ・ 投資一任契約(相手方が海外投資家等のみであるものに限る)に基づき行う投資一任運用行為(金商法 2 条 8 項 12 号に掲げる行為)
- ・ 外国投資信託の受益証券を保有する海外投資家等から拠出を受けた金銭の運用を行う投資信託運用行為(金商法 2 条 8 項 14 号に掲げる行為)
- ・ 外国集団投資スキームの権利を有する海外投資家等から拠出を受けた金銭の運用を行う自己運用行為(金商法 2 条 8 項 15 号に掲げる行為)

⁵ 投資家を適格投資家に限定し、運用財産総額を 200 億円以下とする場合、登録要件の一部の緩和が図られている(適格投資家向け投資運用業。金商法 29 条の 5)。また、1 名以上の適格機関投資家及び 49 名以内の特例業務対象投資家を対象とする場合、当局への事前の届出により組合型集団投資スキーム持分の取得勧誘又は自己運用を行うことが認められる(適格機関投資家等特例業務。金商法 63 条)。

⁶ IOSCO のマルチ MOU の署名当局を指します。

⁷ 「当該外国において投資運用業を開始してから政令で定める期間を経過」していないことが届出の拒否要件とされます(改正後金商法附則 3 条の 3 第 3 項 1 号口)

(b) 上記(a)の各行為に関して海外投資家等を相手方として行う外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国集団投資スキームの権利の募集若しくは私募又はこれらの取扱い⁸

(2) 海外投資家等特例業務の創設

現在の適格機関投資家等特例業務では、1名以上の適格機関投資家の存在が要求され、適格機関投資家以外の投資家は49名以内の特例業務対象投資家に限られています。これに対して、新たに設けられた「海外投資家等特例業務」(改正後金商法63条の8)では、適格機関投資家による出資を必須とせず、出資人数の制限も設けないこととされました。また、主な顧客としては海外投資家が想定されていますが、国内の適格機関投資家及びこれらの者の関係者⁹からも出資額50%未満の範囲内で受け入れること¹⁰が認められます。

対象とする業務としては、適格機関投資家等特例業務と同様に、組合理型集団投資スキーム持分の自己運用とされ、適格機関投資家等特例業務と同様に事前に届出を行うことが求められます(改正後金商法63条の9第1項)。また、組合理型集団投資スキーム持分の日本国内における取得勧誘については、原則として第二種金融商品取引業の登録が必要とされますが、こちらも適格機関投資家等特例業務と同様に届出のみで取得勧誘を行うことが可能とされます。なお、海外投資家等特例業務は、主に海外の投資運用業者の参入を念頭に置いた制度ですが、国内の事業者についても、同様の要件を満たす場合には本制度を利用することが認められます。

3. 施行期日

上記1及び2の銀行法及び金商法の改正については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるものとされます(改正法附則1条)。

The takeaway

今回のニュースレターでは、改正法のうち、銀行等の業務範囲規制、出資規制等に影響する銀行法の改正、海外の金融機関・資金の取り込みの観点から新たに移行期間特例業務に関する特例及び海外投資家等特例業務を創設する金商法の改正について概観しました。いずれの改正内容についても、今後公表される内閣府令の内容、パブリックコメント等を確認することが必要となるところ、これらの改正は今秋にも施行されることとなりますので、今後の動きをニュースレターにてフォローしてまいります。

⁸ 当該外国の投資運用業に係る各行為に応じて、認められる行為の様態が規定されています(改正後金商法附則3条の3第5項2号)

⁹ 海外投資家は「外国法人又は外国に住所を有する個人であって、その知識、経験及び財産の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの」(改正後金商法63条の8第2項1号)とされ、国内の適格機関投資家及びこれらの者の関係者とあわせて「海外投資家等」とされます(改正後金商法63条の8第2項柱書)

¹⁰ 「主として非居住者から出資又は拠出を受け」ていること(改正後金商法63条の8第1項1号)が要件とされません。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001(代表)

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,600 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

弁護士
神鳥 智宏

弁護士
日比 慎

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2021 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。